

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第2項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山地区）を行うことについて令和4年10月18日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において令和4年10月26日から同年11月15日まで縦覧に供する。

令和4年10月25日

香川県知事 池 田 豊 人